＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

静岡県東部農林事務所メールマガジン　あずまニュース　第163号
（２０２６年４月９日配信）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

持続的農業経営支援事業の募集

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

県では、持続的な農業経営の推進のため、省エネや効率化等に資する農業用施設や農業用機械の更新、改修を行う認定農業者等の皆様を支援します。

●事業内容
【補助対象】
農業用施設、施設附帯設備、農業用機械の更新又は改修
なお、以下の取組は補助の対象外となります。
・　新規導入するもの
・　単純更新するもの（導入前後で効果が変わらないもの）
・　消耗品（毎年度更新するハウスのビニールやカーテン等）
・　従前の施設等を処分せずに使い続けるもの
・　生産以外の目的で使用可能な、汎用性の高いもの（事務所、軽トラック、パソコン等）

【事業実施対象者】
地域計画の目標地図に位置づけられている認定農業者、認定新規就農者（年間販売金額５千万円以上及び前年度に本事業を利用している者を除く）

【成果目標】
以下の2つの取組を実施してください。
以下の取組と審査員による事業実施計画の審査により、採択順位を決定します。
（1）経営維持継承に向けた取組（複数選択可）
・　共済、収入保険等への加入
・　経営継承計画の策定
・　国際水準GAP、有機JAS認証の取得　など
（2）導入効果（2つ以内で選択）※事業完了の翌々年度まで
・　生産コスト、労働時間の削減
・　単収、品質の向上
・　環境保全型農業の取組面積の増加　など

【補助率】
補助率3分の1以内

【補助金額の上限】
・　農業用施設本体の更新：1平方メートルあたり7千円（メロン専用ガラス温室は1平方メートルあたり15千円）又は600万円のいずれか少ない額
・　農業用施設本体の改修：1平方メートルあたり2千円（メロン専用ガラス温室は1平方メートルあたり5千円）又は200万円のいずれか少ない額
・　施設附帯設備の更新又は改修：300万円
・　農業用機械の更新又は改修：200万円
※　この金額を上回る金額は自己負担となります。

【補助金額の下限】
・　農業用施設本体、農業用機械：33万3千円（事業費ベース100万円）
・　施設附帯設備：16万6千円（事業費ベース50万円）
※　補助金額がこの金額を下回る事業は申請できません。

【募集期間】
令和8年4月3日（金）から4月30日（木）まで

○　交付申請書等は下記の県ホームページからダウンロードいただけます。
事業参加に当たっては実施要領・交付要綱等を御確認ください。
https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/nogyo/1040858/1053386.html

●　問合せ・提出先
東部農林事務所　企画経営課　企画事業班
TEL：055-920-2157　FAX：055-924-8594
〒410-0055　沼津市高島本町1-3　静岡県東部総合庁舎７階